平成２５年（フ）第３１号
熊本県荒尾市東屋形４丁目14番地10
債務者　田中千代香
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第５８号
福島市上浜町３番41号　上浜プラザマンション506、従前の住所福島市丸子字辰ノ尾31番地の４
債務者　齋藤　敏夫
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１０号
山口県下関市稗田西町13番16号
債務者　遠近　良子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２５０号
北九州市八幡東区枝光２丁目５番34―501号
債務者　長谷川浩三
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２６４号
北九州市小倉北区萩崎町13番１―103号
債務者　安藤　英喜
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２６９号
北九州市小倉南区守恒本町３丁目５番24―106号、住民票上の住所北九州市小倉北区緑ヶ丘３丁目６番１―505号
債務者　鵜野　朋子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２７５号
北九州市八幡西区三ケ森３丁目５―33―301、住民票上の住所北九州市八幡西区上の原３丁目９番32号
債務者　白仁田邦子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２８９号
北九州市小倉北区古船場町５番43―401号
債務者　石井　利子
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５３号
青森県黒石市一番町30番地　すみれステーションハウス210
債務者　神　　正
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第５５号
青森県南津軽郡藤崎町大字榊字亀田24番地64
債務者　間山　　伸
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第６６１１号
大阪市西成区南津守６丁目３番１―205号
債務者　菊池　文子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４５３号
大阪市天王寺区大道２丁目８番24号　麻中マンション503号
債務者　星原　美樹（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４７９号
大阪府吹田市竹見台３丁目１番Ｃ32―304号
債務者　釣舩　正雄
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５１３号
大阪府東大阪市東山町11番22号、前住所大阪府東大阪市東山町19番21号
債務者　大杉　俊弘
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５１４号
大阪府東大阪市東山町11番22号
債務者　大杉美和子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５３４号
大阪市阿倍野区阪南町４丁目３番23号　イースト阪南306号、前住所大阪市住吉区苅田４丁目８番３―504号
債務者　川口　正一
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５９８号
大阪府門真市島頭３丁目16―16、住民票上の住所大阪府守口市藤田町５丁目22番10―205号
債務者　木下　貴俊
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部